

# 治安維持法下の朝鮮語学会事件

熊谷明泰

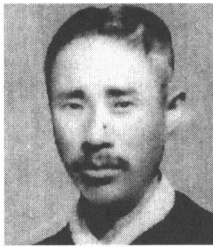
## 「皇民化」を企てた「国語常用」運動

日中戦争が勃発した一九三七年から、日本の植民地下にあった朝鮮では「皇民化」政策が実施され始めた。

「皇民化」政策は創氏改名、神社参拝、「国語常用」運動などの形をとって進められ、朝鮮民衆に対して朝鮮の民族文化を「古い慣習」としてかなぐり捨ててゐることを求める一方、「皇国」の為に挺身することを強要した。とりわけ、「国語常用」運動は「皇民化」政策の中核をなすもので、朝鮮民衆が朝鮮語で書いたり話したりすることまで強権的に抑圧・禁止しながら、公私を問わず常に「国語」（日本語）を用いることを強いるものだった。

朝鮮民衆に対する「国語」普及の意義について、当時の朝鮮総督南次郎は「半島人の真の皇国臣民化は半島民

衆をして国語を愛用せしむることをもって効果大なりと信ず。国語の普及こそは内鮮一体の絶対的要件なりといふべきである」と朝鮮総督府局長会議（一九四二年四月十五日）で述べたが、朝鮮民衆はたとえ「国語」の読み書きが出来る人の場合でも、これを用いないようにして「国語常用」に抵抗する姿が頻繁に見られた。このことについて、たとえば朝鮮総督府学務局視学官であった近藤英男も「国民総力」（国民総力朝鮮聯盟機関誌、一九四二年九月号）に寄せた「国語普及運動に就いて」という文で、「朝鮮人の進むべき道についての根本的認識を欠き、小乗的民族主義に捉はれて国語常用に反抗的態度を執り、又は国語常用の意義を曲解する等の者も亦絶無ではなかつたと思はれるのである」と、「国語常用」に朝鮮民衆が抵抗していたことを控え目ながら認めている。



韓 澄  
(1887-1944)



李 允宰  
(1888-1943)



李 熙昇  
(1896-1989)



丁 泰鎮  
(1903-1955)

朝鮮において徴兵制度を一九四四年度より実施する旨の閣議決定（一九四二年五月八日）が発表されたのを契機に、「国語常用」運動はより一段と暴力的性格を深めていった。朝鮮民衆を兵役や徴用に動員し、「皇軍兵士」としての死をも覚悟させるためには、早期に「国語」普及率を高め、「国語常用」をより強く朝鮮民衆に強いなければならぬ必要性に迫られていたためだった。

### 捏造された弾圧事件

こうした時期に発生したのが、いわゆる「朝鮮語学会事件」である。治安維持法第一条違反として実刑判決が下されたこの「事件」は、朝鮮人の民族語文運動を弾圧するために捏造されたものだった。朝鮮語学会関係者二十九名が検挙され、過酷な拷問を伴う取調べから得られた「自白」をもとに咸鏡地方法院での予審に付されたが、

その過程で二名が獄死している。咸鏡地方法院での公判では、十名に懲役六年から二年の実刑判決（うち五名は執行猶予）が下され、うち四名は高等法院に控訴したが棄却され、日本の植民地統治から解放される時まで投獄され続けた。

この「事件」の発端については複数の説がある。解放時まで服役した故李熙昇イヒシクンの回想録「朝鮮語学会事件」（月刊誌『思想界』に十回連載）によれば、一九四二年七月のある日、咸鏡南道の前津チヨンジンという日本海に面した小さな鉄道駅での出来事から「事件」が始まる。乗降客を臨検するため駅に来ていた深沢という日本人刑事がある。朝鮮人青年の挙動を不審に思い、警察署に連行して尋問を行った後、高等係の三人の刑事が青年の家に向かった。ちょうどその時、夏休みで帰省していた青年の姪（永生女子高等普通学校四年生）が寄宿していた部屋を

搜索した安田（創氏改名前の姓名は安正黙）という刑事が、この女学生の日記帳を何冊か発見し警察に持ち帰って読んだところ、二年生の時に日本語で書かれた日記に「国語を常用する者を罰した」と書かれているのを目にした。この女学生が通う学校では「国語常用」に逆らう教育を行っていると疑った警察は、この女学生やその友人たちから事情聴取を行う中で、二人の先生が反日的言動を教室で繰り返していたという供述を引き出した。このうち丁泰鎮チョンテジンという元教員は、京城にある朝鮮語学会事務室で朝鮮語辞典編集事務に携わっている人だった。この女学生たちを取調べた結果は咸鏡南道警察部特高課長までもたらされ、「国語常用」運動を展開しながら朝鮮語使用を抑圧・禁止している朝鮮総督府の施政下でも、なお民族語文運動を展開していた朝鮮語学会を弾圧しようとする意図をもって、丁泰鎮に対して「証人」として洪原警察署に出頭することを命じた。そして、同年九月五日、洪原警察署に出頭した丁泰鎮は拘束されることとなった。取調べを受ける中で「朝鮮語学会が民族主義者の集団である」と供述したが、警察当局はこの供述を口実にして「朝鮮語学会事件」を捏造していった。実は、「事件」の発端となった女学生の日記は、朝鮮語学会をあまり出して弾圧するための口実でしかなかった。

一九四二年十月一日に李克魯、李熙昇、崔鉉培、金允經、韓澄、李允宰ら錚々たる朝鮮語研究者たち十一名が検査されたのを皮切りに、十月二十一日に李秉岐、鄭烈ヨルモ模ら七名、十月二十三日には八名、一九四三年一月に二名が検査された。このほか、二名が不拘束のまま取調べを受け、二名は病気のため拘束を逃れたという。

厳しい取調べの後、一九四三年九月十八日、十六名が予審に付された。一九四四年九月三十日に咸興地方法院における予審終結決定がなされ、二名は免訴、十二名が同地方法院での公判に付される決定が下された。予審の最中、李允宰は一九四三年十二月八日に、韓澄は一九四四年二月二十二日に、それぞれ五十歳代後半の年で拷問と飢えと寒さに耐え切れず獄死した。

咸興地方法院では一九四四年十二月二十一日から九回公判が開かれ、一九四五年一月十六日に判決が下されたが、一名が無罪、治安維持法違反で李克魯らが五名が懲役六年から二年の実刑、丁泰鎮ら五名が懲役二年執行猶予四年の判決であった。その後、四名（李克魯、崔鉉培、李熙昇、鄭寅承）が控訴したが、一九四五年八月十三日に棄却されて刑が確定した。

予審終結決定書は、公判に付す決定を下した「理由」を、「民族運動ノ一形態トシテノ所謂語文運動ハ、民族

固有ノ語文ノ整理統一普及ヲ図ル一ノ文化的民族運動タルト共ニ、最モ深謀遠慮ヲ含ム民族独立運動ノ漸進形態ナリ」という文から書き始めており、朝鮮語の整理統一と、その普及を図る朝鮮語学会の活動それ自体が「民族運動」であると共に、「民族独立運動」であるとの論理を展開することを目指したものとなっている。そして、李克魯らは三・一独立運動失敗の経験から、文化運動の基礎をなす語文運動の理念を指導理念として、文化運動の仮面の下に朝鮮独立の為の「実力養成団体」として朝鮮語文運動を展開してきたと決め付けた。そして、朝鮮語学会の活動目的は「朝鮮語文ニ対スル新ナル関心ヲ生セシメテ、多年ニ亘リ偏狭ナル民族觀念ヲ培養シ、民族文化ノ向上、民族意識ノ昂揚等、其ノ企画セル朝鮮独立ノ為ノ実力伸長ニ寄与セルモノ」であるとみなした。

### 罰せられた民族語辞典の編纂

「朝鮮語学会」は朝鮮語文の研究と整理統一を目的とする朝鮮人の民間学術団体として一九二一年二月三日に設立された「朝鮮語研究会」が一九三一年に名称変更されたものだが、この名称変更の理由は当時、伊藤韓堂という日本人が「朝鮮語研究会」という同名の事務所をソウルにおいていたため、郵便物の誤配が多かったため

でもあったと、李熙昇は回想録に書いている。予審においてはこの名称変更も問題にされ、当時上海で反日独立運動を行っていた朝鮮語学者金料奉と連絡を取り合っている事実が、郵便物誤配によって発覚することを恐れたためだとみなされた。金料奉は三・一独立運動の時に上海に亡命し、朝鮮が解放された時には延安にいた人である。解放後は平壤に戻って北朝鮮労働党結党時に委員長に就任（副委員長は金日成）するなど政治活動を続けたが、近代朝鮮語研究の草分け的な学者周時経の愛弟子であった。獄死した李允宰は、朝鮮語辞典編纂への協力を得るため、上海に渡って金料奉と面談したことがあるが、それゆえに「朝鮮語学会事件」での取調べ過程では、ひとときわ過酷な拷問が加えられたと伝えられている。

かつて、外国人宣教師や朝鮮総督府によって朝鮮語と外国語（あるいは日本語）との対訳辞典は編纂されたことがあったが、いわゆる「国語辞典」に相当する朝鮮人のための朝鮮語辞典は未だ作られていなかった状況にあつて、朝鮮語学会は一九二九年に「朝鮮語辞典編纂会」を組織して、朝鮮語辞典の編纂を本格的に開始した。予審最終決定書は、「朝鮮語辞典編纂会」設立の意図に就いて、「（朝鮮語学会幹部の李克魯たちは）朝鮮固有文化の衰頹と民族精神の不統一は、一に朝鮮語文の乱脈、不

統一に起因するものと做し、これを整理統一するには先づ標準的朝鮮語辞典を編纂するを捷徑なりと思惟したためだとしている。また、上記名称変更の意図を、この辞典編纂事業との関わりにおいて次のようにみなした。すなわち、「朝鮮語辞典編纂会ヨリノ同辞典基礎工作トシテ、朝鮮語綴字法ノ統一、標準語ノ査定等ノ委嘱モアリトシ、此ノ際会員個々ノ研究機関ヨリ進ンデ、之ガ研究ノ結果ヲ統一シ、積極的ナル朝鮮語文ノ普及研究ヲ展開スヘク改組」するためだったとし、さらに「表面上、朝鮮語文ノ研究普及ヲ図ル文化団体ナルカ如ク装ヒ、裏面ニ於テ朝鮮語文ヲ整理統一シ、之ヲ朝鮮民衆ニ宣伝普及シテ、朝鮮固有文化ノ向上ト朝鮮民衆ノ民族意識ノ喚起昂揚ニ依リ朝鮮独立ノ実力ヲ養成シ、右独立ヲ実現スヘキトヲ目的トスル「朝鮮語学会」ト称スル結社ヲ組織シ」たものと断定した。

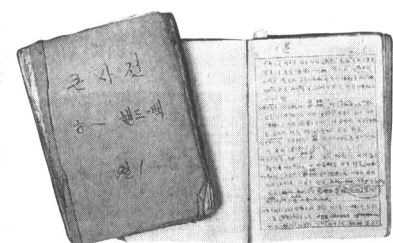
朝鮮語学会は朝鮮語の規範化とその普及のために、學術誌『ハンゲル』の刊行、「ハンゲル綴字法統一案」の制定（一九三三年）、「査定した朝鮮語標準語集」の作成（一九三六年）、「外来語表記法統一案」の制定（一九四〇年）を行っていたが、これらの仕事はことごとく「獨立運動」の一環であると断罪されたのであった。

李熙昇の回想録によれば、朝鮮語辞典の原稿の記述内

容も問題にされ、「太極旗、大韓帝国、李王家、白頭山、むくげ」など、朝鮮民族の歴史や風土に関わる語彙の注釈が「不穩」であり「反国家的」であると見なされた。

予審終結決定書は、以下に引用するように、辞典の原稿が「朝鮮独立の根本目的に副<sub>そ</sub>う」ものであり、「朝鮮民衆ノ民族意識ヲ喚起、昂揚スルモノ」だったとしている。「語彙ノ採録、註釈ハ朝鮮独立目的ニ副<sub>そ</sub>ヒ、民族精神ノ鼓吹ヲ一貫スル趣旨ノ下ニ、能フ限り其ノ徹底ヲ期スルト共ニ、苟モ朝鮮ノ民族精神ヲ抹殺、若ハ毀損スルカ如キ文句ノ使用ヲ避ケ、該註釈ヲ当局ノ検閲ノ許ス範圍内ニ於テ、暗々裡ニ民族意識ノ昂揚ヲ図ル様工夫スルコトヲ協議決定シ、（中略）一見巧ミニ學術的ナル朝鮮語辞典ヲ装ヒ、其ノ実、朝鮮固有文化ヲ向上セシメ、且朝鮮民衆ノ民族意識ヲ喚起昂揚スルニ充分ナル朝鮮語辞典ノ編纂ニ努メ、昭和十七年九月頃ニ収録語彙約十五万語及一万六千頁ニ及フ原稿ヲ作成シ、朝鮮独立ノ実力ヲ養成スル為、朝鮮民族ノ固有文化ノ向上ト民族意識ノ喚起昂揚ヲ為スニハ、叙上ノ如キ各方法ヲ実行スル外、朝鮮語出版物ノ普及化ヲ図ル要アリト思惟シ、…」

この辞書の原稿は押収されたまま、解放後もしばらく行方不明であったが、一九四五年九月八日、ソウル駅前



『朝鮮語大辞典』の原稿

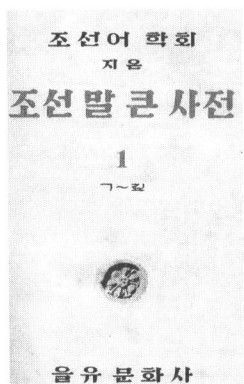
にある運輸会社の倉庫の中からりんご箱に詰められた形で発見された。その後、『朝鮮語大辞典』というタイトルで第一巻が刊行されたが（後に『大辞典』とタイトルが変更され、一九五六年の第六巻刊行で完結した）、第一巻の巻頭に載せられた「編纂の経緯」には、原稿を発見したときの感激が、次のように綴られている。

「わが民族が解放されるや、囚われの身となっていた人々は咸興からソウルに戻ったが、辞典の原稿は行方わからなかった。朝鮮語学会の同志だけでなく、社会の各界の人々が心配と憂いの思いを禁じ得ないでいた。このため、心ある人々の協力のもとに、その年の九月八日、

ソウル停車場の倉庫から辞典の原稿が発見されることになったが、二十年ものあいだ積み重ねた苦労が無駄にならなかったことは、まさに天佑としか言いようがない。この日、原稿が詰まった箱を開ける方の手は震え、原稿を手にした方の目頭には熱い涙がにじんでいた」。

上記の如き「朝鮮語学会事件」の経緯は、「皇民化」政策が終局的には朝鮮語の抹殺を企てていたことを如実に示している。そして、韓国や朝鮮民主主義人民共和国の人々は、こうした屈辱の歴史を今も忘れてはいない。

（くまたに あきやす・外国語教育研究機構教授）



『朝鮮語大辞典』第1巻の扉  
(1947年刊行)